

第4類 給 与

○ふじみ衛生組合議会議員の議員報酬 及び費用弁償に関する条例

(昭和35年2月20日)
条例第4号

改正	昭和36年3月10日	条例第1号	平成2年8月30日	条例第1号
	昭和40年3月15日	条例第1号	平成4年9月1日	条例第12号
	昭和43年3月12日	条例第1号	平成8年3月1日	条例第1号
	昭和45年3月24日	条例第1号	平成19年6月1日	条例第2号
	昭和46年3月31日	条例第2号	平成20年12月1日	条例第2号
	昭和48年3月8日	条例第2号		
	昭和49年3月8日	条例第1号		
	昭和52年2月22日	条例第2号		
	昭和55年9月8日	条例第3号		
	昭和56年12月22日	条例第2号		
	昭和60年5月31日	条例第2号		
	昭和63年8月26日	条例第5号		

第1条 ふじみ衛生組合議会の議員（議長及び副議長を含む。以下同じ。）の議員報酬及び費用弁償は、この条例の定めるところによる。

第2条 議員の議員報酬は月額とし、その額は次に掲げるとおりとする。

- (1) 議長 51,000円
- (2) 副議長 46,000円
- (3) 議員 42,000円

第3条 前条第1号及び第2号の議員報酬は、議長又は副議長に選挙された日から支給する。

第4条 第2条第3号の議員報酬は、議員に選挙された日から支給する。

第5条 議員が退職、辞職又は死亡した場合は、その日まで議員報酬を支給する。

第6条 議員が議長又は副議長に選挙されたときは、第2条第3号に規定する議員報酬は支給しない。

第7条 第3条から前条までの規定により議員報酬を支給する場合で、月の初日から支給するとき以外るとき、又は月の末日まで支給するとき以外るときは、日割計算によって支給する。

第8条 議員が職務のため三鷹市及び調布市の地域外に出張したときは、順路によりその費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償の種類及びその額は、管理者の旅費について定められているものの例による。

第9条 この条例に定めるもののほか、議員報酬及び費用弁償の支給方法は、一般職の職員の例による。

第10条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別にこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年3月10日条例第1号）

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年3月15日条例第1号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年3月12日条例第1号）

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年3月24日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年3月31日条例第2号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月8日条例第2号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月8日条例第1号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年2月22日条例第2号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年9月8日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のふじみ衛生組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は昭和55年8月1日から適用する。

附 則（昭和56年12月22日条例第2号）

この条例は、昭和56年12月1日から施行する。

附 則（昭和60年5月31日条例第2号）

この条例は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則（昭和63年8月26日条例第5号）

この条例は、昭和63年9月1日から施行する。

附 則（平成2年8月30日条例第1号）

この条例は、平成2年9月1日から施行する。

第4類 給与 (議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例)

附 則 (平成4年9月1日条例第12号)

この条例は、平成4年9月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月1日条例第1号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月1日条例第2号)

この条例は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月1日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。